厚生労働省
北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表 令 和 ２ 年 １ ２ 月 ３ 日

担当	北海道労働局 雇用環境・均等部指導課 課　　長　八反田　健 労働紛争調整官　細川　哲義 労働紛争調整官　石村　麻由子 電 話 （０１１）７８８－７８７５

報道関係者　各位

12 月は
職場のハラスメント
撲滅月間です！

北海道労働局における『パワーハラスメント防止対策の取組アンケート結果』

～パワーハラスメント防止対策の取組は大企業で 9 割強、中小企業で 6 割強が実施～

北海道労働局（局長　上田（うえだ）　国士（くにお））は、「パワーハラスメント防止対策の取組アンケート」を実施しその結果をまとめましたので、公表します。

【ポイント】

1　労働施策総合推進法の改正により、大企業は**令和２年６月１日から相談窓口の設置等のパワーハラスメント防止措置が義務付けられました（中小企業は、令和４年３月３１日まで努力義務）。**

2　北海道労働局が令和２年６月１日以降のパワーハラスメント防止対策の取組についてアンケートを実施したところ、７０３社（大企業１２６社、中小企業５７７社）から回答がありました。

3　何らかのパワーハラスメントの予防・解決のための取組を実施しているのは、大企業では１１６社（９２．１%）、中小企業では３６７社（６３．６%）でした。

【北海道労働局の取組】

労働局では、企業が法に沿ったパワーハラスメント防止措置の整備に早期に取り組むよう引き続き周知・指導を図ります。

あわせて、当局では「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設しており、総合労働相談コーナーに寄せられるパワーハラスメント等の労働相談への適切な対応に努めるとともに、労使の紛争の迅速な解決に取り組んでいます。

なお、改正労働施策総合推進法のパワ―ハラスメント関係部分については、当局ＨＰに解説動画を掲載しているとともに、厚生労働省のポータルサイト「あかるい職場応援団（https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/）」ではパワーハラスメントについてのオンライン研修講座も開設していますので、社内での研修に活用してください。

アンケート結果

１．パワーハラスメントの予防・解決のための取組を実施していますか

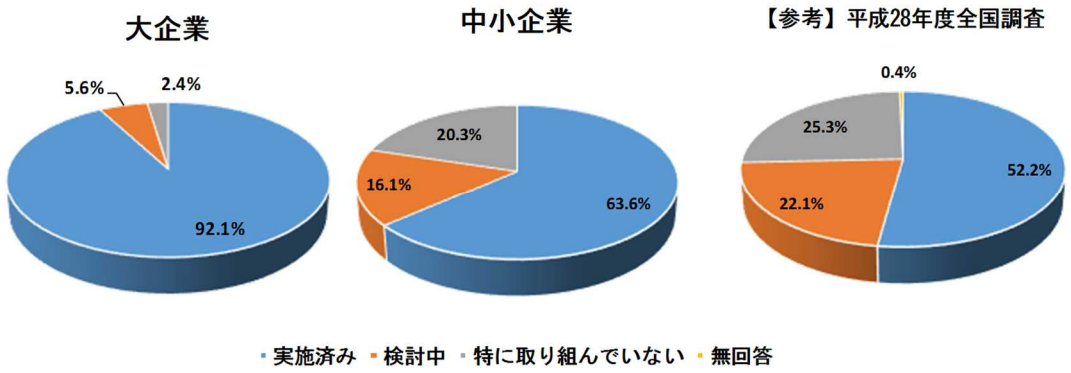

※ 大企業は 9 割以上の企業で何らかの取組を実施しているが、中小企業は 6 割程度にとどまっている。

※ 平成 28 年度に厚生労働省が実施した全国調査における企業の取組状況（5 割）に比べると何らかの取組を行っている企業の割合は大幅に増加。

２．パワーハラスメントの予防・解決のためどのような取組を実施していますか

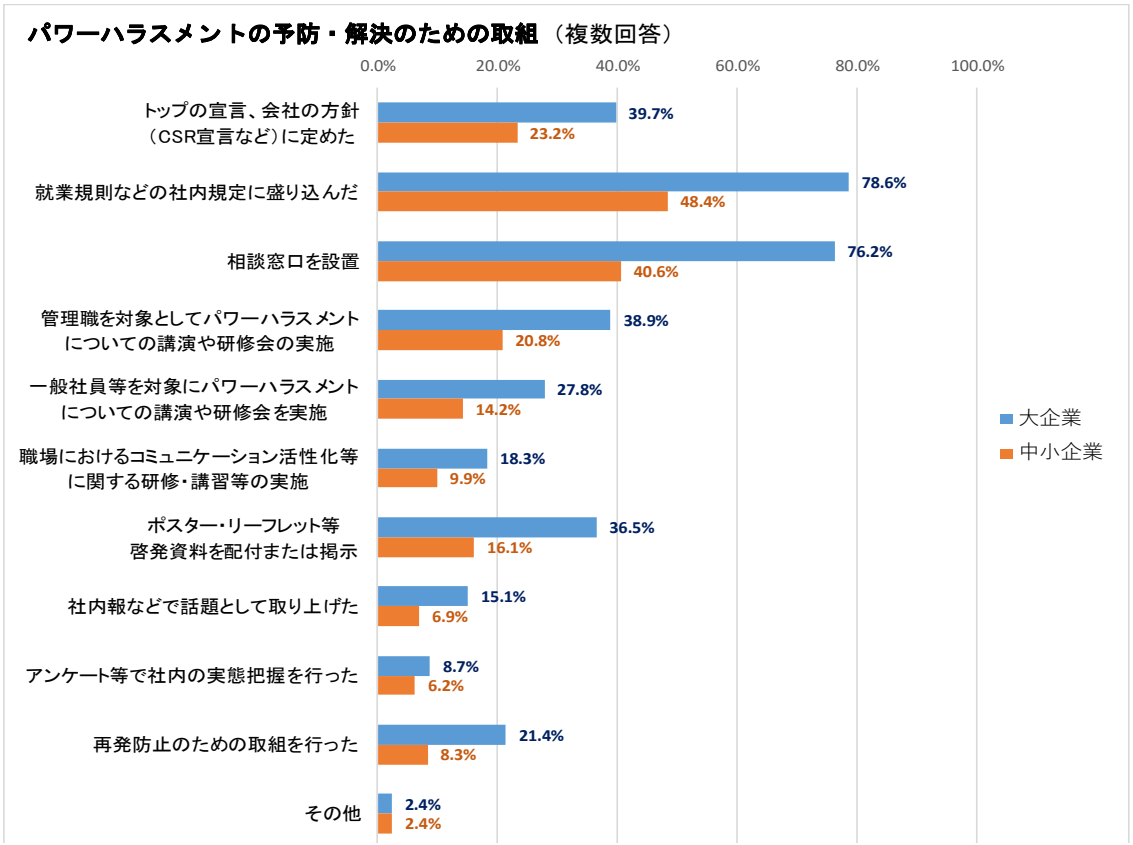

※ 取組としては大企業・中小企業ともに、多い順に社内規定の整備、相談窓口の設置、トップの宣言、管理職を対象とした研修の実施、啓発資料の配付・掲示となっている。

３．職場でパワーハラスメントの予防・解決の取組を進めることで起こる問題として懸念されることはありますか

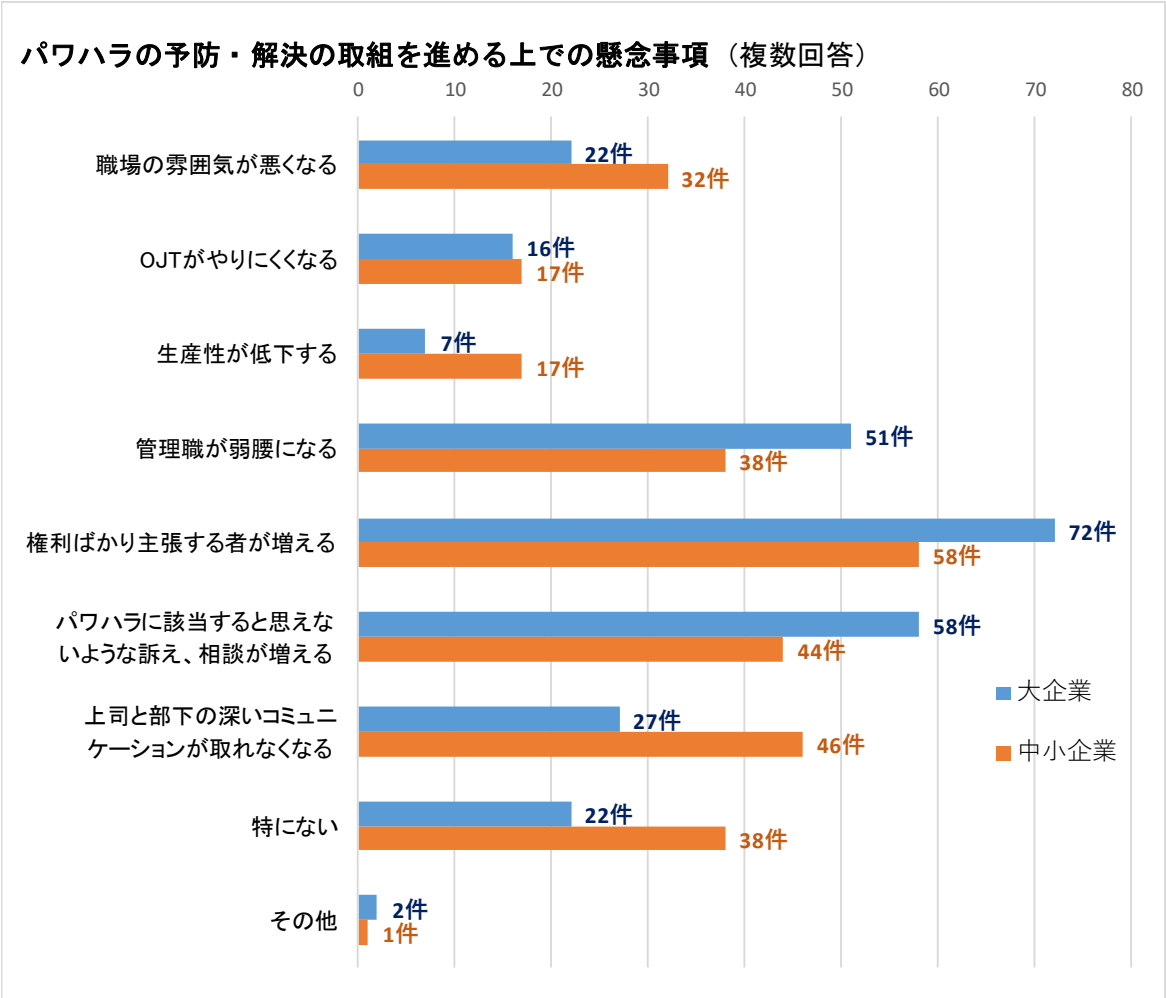

※ 懸念される事項としては、多い順に、権利ばかり主張する者が増える、パワハラに該当すると思えない相談が増える、管理職が弱腰になる等となっている。

４．労働局に寄せられた相談事例等

－相談－

（内容）

上司から、定規で叩かれる、消毒液を頭からかけられる等のパワーハラスメントを受けている。

（対応）

社内のパワーハラスメント相談窓口に被害状況を申告し改善を求める。そこで解決が図られない場合、労働局の個別労働紛争解決制度等の活用を検討するようアドバイスした。

－助言－

（申出内容）

支店長以下複数の管理職から無視、退職勧奨、人間関係の切り離し等のパワーハラスメントを受けていたため会社に対し、再三にわたり実態調査の実施を求めているが応じてもらえない。

（助言内容・結果）

事業主に対し、改正労働施策総合推進法の趣旨等を説明し調査の実施を検討するよう助言を実施。事業主が実態調査を実施したところ、申出内容の一部が認められ、会社として改善策を講じることとなった。

※１ 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、北海道労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。助言は、当事者の話し合いを促進するよう口頭又は文書で行うものであり、指導は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すもの。（労働施策総合推進法違反の勧告を含む）

※２ 「あっせん、調停」：北海道労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員、調停委員（弁護士や特定社会保険労務士など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。（労働施策総合推進法適用企業については調停、それ以外はあっせん）

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために

みんなで NOハラスメント

12月は職場のハラスメント撲滅月間です

2020年6月からパワハラ防止措置が義務化されました! ※2022年3月まで中小企業は努力義務

NO ハラスメント **あかるい職場応援団**

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。 NOハラスメント

2020年（令和2年）6月１日より、職場における ハラスメント防止対策が強化されます！

パワーハラスメント防止措置が事業主の義務（※）となります！

【労働施策総合推進法の改正・指針の内容】

※中小事業主は、2022年（令和４年）４月１日から義務化されます。
（それまでは努力義務）
早めの対応をお願いします！

職場における「パワーハラスメント」とは、

職場において行われる**①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの**であり、**①～③までの要素を全て満たすもの**をいいます。

※　客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

職場におけるパワハラの３要素	具体的な内容
①優越的な関係を背景とした言動	○　当該事業主の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの （例） ・　職務上の地位が上位の者による言動 ・　同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの ・　同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの　等
②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動	○　社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないもの
③労働者の就業環境が害される	○　当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること ○　この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当

■　個別の事案について、その該当性を判断するに当たっては、当該事案における様々な要素（※）を総合的に考慮して判断することが必要です。

※　当該言動の目的、当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様・頻度・継続性、労働者の属性や心身の状況、行為者の関係性、当該言動により労働者が受ける身体的又は精神的な苦痛の程度等

■　また、その判断に際しては、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、相談者及び行為者の双方から丁寧に事実確認等を行うことも重要です。

＜職場におけるパワハラに該当すると考えられる例／該当しないと考えられる例＞

以下は代表的な言動の類型、類型ごとに典型的に職場におけるパワハラに該当し、又は該当しないと考えられる例です。**個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、例は限定列挙ではないことに十分留意し、職場におけるパワハラに該当するか微妙なものも含め広く相談に対応するなど、適切な対応を行うことが必要です。**　※　例は優越的な関係を背景として行われたものであることが前提

代表的な言動の類型	該当すると考えられる例	該当しないと考えられる例
⑴ 身体的な攻撃 （暴行・傷害）	①　殴打、足蹴りを行う ②　相手に物を投げつける	①　誤ってぶつかる
⑵ 精神的な攻撃 （脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）	①　人格を否定するような言動を行う。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。 ②　業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行う ③　他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返し行う ④　相手の能力を否定し、罵倒するような内容の電子メール等を当該相手を含む複数の労働者宛てに送信する	①　遅刻など社会的ルールを欠いた言動が見られ、再三注意してもそれが改善されない労働者に対して一定程度強く注意をする ②　その企業の業務の内容や性質等に照らして重大な問題行動を行った労働者に対して、一定程度強く注意をする
⑶ 人間関係からの切り離し （隔離・仲間外し・無視）	①　自身の意に沿わない労働者に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離したり、自宅研修させたりする ②　一人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる	①　新規に採用した労働者を育成するために短期間集中的に別室で研修等の教育を実施する ②　懲戒規定に基づき処分を受けた労働者に対し、通常の業務に復帰させるために、その前に、一時的に別室で必要な研修を受けさせる
⑷ 過大な要求 （業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）	①　長期間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での勤務に直接関係のない作業を命ずる ②　新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する ③　労働者に業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせる	①　労働者を育成するために現状よりも少し高いレベルの業務を任せる ②　業務の繁忙期に、業務上の必要性から、当該業務の担当者に通常時よりも一定程度多い業務の処理を任せる
⑸ 過小な要求 （業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）	①　管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる ②　気にいらない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない	①　労働者の能力に応じて、一定程度業務内容や業務量を軽減する
⑹ 個の侵害 （私的なことに過度に立ち入ること） ★　プライバシー保護の観点から、機微な個人情報を暴露することのないよう、労働者に周知・啓発する等の措置を講じることが必要	①　労働者を職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりする ②　労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する	①　労働者への配慮を目的として、労働者の家族の状況等についてヒアリングを行う ②　労働者の了解を得て、当該労働者の機微な個人情報（左記）について、必要な範囲で人事労務部門の担当者に伝達し、配慮を促す

事業主及び労働者の責務

以下の事項に努めることが、**事業主・労働者の責務として法律上明確化**されます。

【事業主の責務】

- ■　**職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないこと**等これに起因する問題（以下「ハラスメント問題」という。）に対する労働者の関心と理解を深めること
- ■　その雇用する労働者が他の労働者（※）に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと
- ■　事業主自身(法人の場合はその役員)がハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者（※）に対する言動に必要な注意を払うこと

【労働者の責務】

- ■　ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者（※）に対する言動に注意を払うこと
- ■　事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

※　取引先等の他の事業主が雇用する労働者や、求職者も含まれます。

職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）**。

◆　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

①　職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること

②　行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

◆　相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

③　相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること

④　相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

◆　職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

⑤　事実関係を迅速かつ正確に確認すること

⑥　速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと（注１）

⑦　事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと（注１）

⑧　再発防止に向けた措置を講ずること（注２）

注１　事実確認ができた場合　注２　事実確認ができなかった場合も同様

◆　そのほか併せて講ずべき措置

⑨　相談者・行為者等のプライバシー（注３）を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること

注３　性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む。

⑩　相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての**相談を行ったこと**や**雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする**解雇その他**不利益な取扱いをすることが、法律上禁止**されます。

望ましい取組

望ましい取組についても、責務の趣旨も踏まえ、**積極的な対応をお願いします**！

※　**【★】の事項**については、**セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても同様**に望ましい取組とされています。

職場におけるパワーハラスメントを防止するための望ましい取組

■　セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等と一元的に相談に応じることのできる体制の整備【★】

■　職場におけるパワハラの原因や背景となる要因を解消するための取組
- コミュニケーションの活性化や円滑化のための研修等の必要な取組
- 適正な業務目標の設定等の職場環境の改善のための取組

■　必要に応じて、労働者や労働組合等の参画を得つつ、アンケート調査や意見交換等を実施するなどにより、雇用管理上の措置の運用状況の的確な把握や必要な見直しの検討等に努めること【★】

自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組【★】～就活生などの求職者や個人事業主などのフリーランス等～

■　職場におけるパワハラを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、他の事業主が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者、労働者以外の者（個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等）に対しても同様の方針を併せて示すこと

■　雇用管理上の措置全体も参考にしつつ、適切な相談対応等に努めること

- 特に就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント等については、正式な採用活動のみならず、OB・OG訪問等の場においても問題化しています。
- 企業としての責任を自覚し、OB・OG訪問等の際も含めて、セクシュアルハラスメント等は行ってはならないものであり厳正な対応を行う旨などを研修等の実施により社員に対して周知徹底すること、OB・OG訪問等を含めて学生と接する際のルールをあらかじめ定めること等により、未然の防止に努めましょう。

他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組

（雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例）

■　相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

■　被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）

■　被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化されます！

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、**男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用管理上の措置を講じることが既に義務付けられて**います。

今回の法改正により、以下のとおり、防止対策が強化されます。

（①・②の内容は職場におけるパワーハラスメントと同様です。）

①　事業主及び労働者の責務

②　事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

③　自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応

※　セクシュアルハラスメントのみ

自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置（事実確認等）への協力を求められた場合、これに応じるよう努めることとされました。

※　なお、セクハラについては、他社の労働者等の社外の者が行為者の場合についても、雇用管理上の措置義務の対象となっています。

自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合には、必要に応じて他社に事実関係の確認や再発防止への協力を求めることも雇用管理上の措置に含まれます。

◎　**職場における「セクシュアルハラスメント」**とは、
職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されることをいいます。

※　労働者を雇用する雇用主や上司、同僚に限らず、取引先等の他の事業主又はその雇用する労働者、顧客、患者又はその家族、学校における生徒等も含まれます。

※　職場におけるセクシュアルハラスメントは、異性に対するものだけではなく、同性に対するものの含まれます。

※　被害を受ける者の性的指向や性自認にかかわらず、「性的な言動」であればセクシュアルハラスメントに該当します。

◎　**職場における「妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント」**とは、
職場において行われる、上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されることをいいます。

※　業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、**業務上の必要性に基づく言動によるものはハラスメントには該当しません。**

※　妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景には、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動（注）が頻繁に行われるなど、制度等の利用や請求をしにくい職場風土や、制度等の利用ができることについて職場内での周知が不十分であることが考えられます。

制度等を利用する本人だけでなく全従業員に理解を深めてもらうとともに、制度等の利用や請求をしやすくするような工夫をすることが大切です。

注：不妊治療に対する否定的な言動を含め、他の労働者の妊娠・出産等の否定につながる言動や制度等の利用否定につながる言動で、当該女性労働者に直接言わない場合も含みます。また単なる自らの意思の表明を除きます。

セクハラ等の防止対策の強化の内容については、事業所の規模を問わず、**２０２０年（令和２年）６月１日から**施行されます！

Q&A

中小事業主とはどれくらいの規模の事業主を指しますか？

下表の業種・資本金・従業員数に応じた分類にあてはまる事業主を指します。

中小事業主
（①又は②のいずれかを満たすもの）

業　種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する従業員の数
小売業	5,000万円以下	５０人以下
サービス業（サービス業、医療・福祉等）	5,000万円以下	１００人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下
その他の業種（製造業、建設業、運輸業等上記以外全て）	３億円以下	３００人以下

「労働者」とは、具体的には誰を指しますか？

正規雇用労働者だけでなく、パートタイム労働者、契約社員等いわゆる非正規雇用労働者を含む事業主が雇用する労働者全てを指します。

派遣労働者も含み、派遣労働者については、派遣元事業主だけでなく、派遣先事業主にも雇用管理上の措置義務が生じます。また、派遣先事業主も派遣労働者が相談等を行ったことを理由として労働者派遣の役務の提供を拒む等不利益な取扱いを行ってはいけません。

労働局にパワーハラスメントについて相談した場合、どのような対応をしてもらえるのですか？

２０２０年（令和２年）６月１日より、パワーハラスメントについても、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメントと同様、都道府県労働局長による助言・指導や調停による紛争解決援助を行います。

雇用環境・均等部（室）や総合労働相談コーナーにご相談ください。

お問い合わせ先　**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**　受付時間8時30分～17時15分（土･日･祝日･年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東　京	03-3512-1611	滋　賀	077-523-1190	香　川	087-811-8924
青　森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京　都	075-241-3212	愛　媛	089-935-5222
岩　手	019-604-3010	新　潟	025-288-3511	大　阪	06-6941-8940	高　知	088-885-6041
宮　城	022-299-8844	富　山	076-432-2740	兵　庫	078-367-0820	福　岡	092-411-4894
秋　田	018-862-6684	石　川	076-265-4429	奈　良	0742-32-0210	佐　賀	0952-32-7167
山　形	023-624-8228	福　井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長　崎	095-801-0050
福　島	024-536-4609	山　梨	055-225-2851	鳥　取	0857-29-1709	熊　本	096-352-3865
茨　城	029-277-8295	長　野	026-227-0125	島　根	0852-31-1161	大　分	097-532-4025
栃　木	028-633-2795	岐　阜	058-245-1550	岡　山	086-225-2017	宮　崎	0985-38-8821
群　馬	027-896-4739	静　岡	054-252-5310	広　島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼　玉	048-600-6210	愛　知	052-857-0312	山　口	083-995-0390	沖　縄	098-868-4380
千　葉	043-221-2307	三　重	059-226-2318	徳　島	088-652-2718		

○ **ポータルサイト「あかるい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。**　あかるい職場応援団　ＨＰ　検索

○ **ホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。社内の体制整備に是非ご活用ください。**　職場でのハラスメントでお悩みの方へ　検索

都道府県労働局　雇用環境・均等部（室）